

細則名称	物品購入等契約に係る取引停止等について				決 裁	理事(財務・総務担当)
細則 No.	5 - 7	施行日	2004/04/01	最終改正日	2016/04/01	運用担当 共通事務室
事 項	内 容					
1. 趣旨	この細則は、会計規則第 34 条の規定に基づき、本学が発注する物品の売買、修繕及び借入、製造の請負(工事を除く。)並びに役務の提供(測量、建設コンサルタント等業務を除く。以下「購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。					
2. 定義	この細則において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。					
3. 取引停止の措置	<p>① 契約担当職は、本学と契約を締結する、又はしようとする者(以下「業者」という。)が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの細則の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。</p> <p>② 取引停止の対象となる事案は、公共機関からの情報によるもののほか、広島県内で販売される日刊紙等主要報道機関の報道により知り得たものとする。</p> <p>③ 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとの規定する期間の長期を経過した後に知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、取引停止措置を講じる必要があると認めるときはこの限りでない。</p>					
4. 取引停止に係る特例	<p>① 業者が同一の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。</p> <p>② 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍の期間とする。</p> <p>(1) 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間中及び当該期間の満了後 1 カ年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。</p> <p>(2) 別表第 9 号から第 14 号までのいずれかの措置要件に係る取引停止の期間中又は当該期間の満了後 3 カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表第 9 号から第 14 号までのいずれかの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>③ 情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前 2 項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができるものとする。</p> <p>④ 極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第 1 項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の 2 倍まで延長することができる。</p> <p>⑤ 取引停止の期間中に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合においては、新たに措置する取引停止の期間に新たに取引停止の日以後の現行の取引停止期間を加算した期間をもって、新たに措置する取引停止期間とする。</p> <p>⑥ 業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)の規定に抵触する行為を行っていないことを証する誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第 11 号から第 14 号までのいずれかに該当した場合には、別表に定める取引停止期間に契約担当職がその都度定める期間を加重して措置するものとする。</p> <p>⑦ 契約担当職は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかになった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。</p> <p>⑧ 契約担当職(分任契約担当職を含む。以下「契約担当職等」という。)は、取引停止の期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当し、かつ取引停止の期間中に契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。</p> <p>(1) 特許等特別な技術を必要とする購入等契約で、取引停止期間中の業者しか契約の相手方がいない場合</p> <p>(2) 緊急の必要性がある購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、購入等契約の目的を達成することができない場合</p> <p>(3) 現に契約履行中の購入等契約で、取引停止契約に直接関連する購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外の業者に履行させることが著しく不利となる場合</p>					
5. 指名等の取消し	契約担当職等は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。					

事 項	内 容
6. 取引停止期間中の下請等	<p>契約担当職等は、取引停止の期間中の業者が製造等の全部又は一部を下請けし、又は受託することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けし、又は受託している場合は、この限りでないものとする。</p>
7. 警告又は注意の喚起	<p>契約担当職は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。</p>
8. 取引停止の通知	<p>契約担当職は、取引停止の措置を講じたときは、学内に周知しなければならない。</p>

取引停止の措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 本学発注の購入等契約(以下「本学発注契約」という。)に係る手続きにおいて、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請資料その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 故意に虚偽記載した場合 (2) 過失により虚偽記載した場合 (3) その他虚偽記載した場合</p>	<p>当該認定をした日から (1)4箇月以上6箇月以内 (2)1箇月以上3箇月以内 (3)1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2. 本学発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行つたと認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。) 3. 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行つた場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4. 第2号に掲げる場合のほか、本学発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5. 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 6. 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</p> <p>7. 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8. 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内 当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9. 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本学の職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) (2) 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時購入等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。) (3) 業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。) 10. 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が他の公共機関の職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から (1)4箇月以上12箇月以内 (2)3箇月以上9箇月以内 (3)2箇月以上6箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から (1)3箇月以上9箇月以内 (2)1箇月以上6箇月以内 (3)1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(談合等)</p> <p>11. 本学発注契約において、次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人 12. 他の公共機関における契約において、次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から (1)4箇月以上12箇月以内 (2)3箇月以上12箇月以内 (3)3箇月以上12箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から (1)3箇月以上12箇月以内 (2)1箇月以上12箇月以内 (3)1箇月以上12箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>13. 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 本学発注契約 (2) 他の公共機関における契約 14. 独占禁止法第19条に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から (1)3箇月以上12箇月以内 (2)1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15. 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 本学に対し架空請求を行つたとき。 (2) 本学に対し納品の事実を偽つたとき。 (3) (1)又は(2)のほか提出書類に意図的な虚偽があつたとき(第1号に掲げる場合を除く。) (4) 本学に対し不誠実な行為を働いたとき。 (5) その他本学が不正と認めた場合</p>	<p>当該認定をした日から (1)2箇月以上18箇月以内 (2)2箇月以上18箇月以内 (3)2箇月以上18箇月以内 (4)1箇月以上12箇月以内 (5)1箇月以上12箇月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>16. 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定により罰</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内</p>

金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

(注記)

(虚偽記載《別表第1号》)

別表第1号においては、故意又は過失によるものを措置対象とし、錯誤によるものについては、原則として措置対象としないものとする。

(粗雑履行《別表第2号及び第3号》)

- 1 別表第2号及び第3号に規定する「粗雑履行」とは、工事や製造等の目的物に瑕疵がある状態をいう。
- 2 別表第2号及び第3号においては、粗雑履行の原因が過失によるものを措置対象とし、不可抗力に基づくもの、設計図書又は監督職員の誤った指示に基づくもの等については、原則として措置対象としないものとする。
- 3 別表第3号に規定する「瑕疵が重大であると認められるとき」とは、契約履行上の過失が重大である場合、公衆に死傷者を生じさせた場合又は重大な損害を与えた場合、あるいは重大な損害を与える恐れがある場合等をいう。

(契約違反《別表第4号》)

別表第4号においては、履行の遅延や必要書類の未整備等といった違反の事実にとどまらず、発注者との信頼関係の破壊、監督又は検査業務への非協力の場合等についても措置対象とする。

(事故《別表第5号～第8号》)

- 1 事故が発生した場合であっても、その原因が作業員個人の責に帰すべきもの又は第三者の行為によるものであると認められる場合は、原則として取引停止を行わないものとする。
- 2 別表第5号から第8号に規定する「死亡者」とは、事故発生から48時間以内に死亡した者をいい、「負傷者」とは、入院加療又は通院加療を要する者をいう。
- 3 別表第5号及び第7号において、安全管理の措置が不適切であったと認められる場合とは、原則として次のイによるものとする。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができる。
イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していなかった場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- 4 別表第6号及び第8号において、安全管理の措置が不適切であって、かつ、当該事故が重大であると認められる場合とは、原則として次のイによるものとする。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができる。
イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
ロ 新聞報道、公表された事故等の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故について請負人の責任が明白であることが判断できる場合

(贈賄《別表第9号及び第10号》)

別表第9号に規定する「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいう。

(独占禁止法違反行為《別表第13号及び第14号》)

- 1 独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から事業者団体に対して処分がなされたときは、当該団体加入の業者について措置することができる。
- 2 独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から事業者又は事業者団体に対して排除勧告等の処分がなされたことを知った場合は、取引停止を行うものとし、警告又は公表がなされたことを知った場合であって、必要があると認めるときは、取引停止を行うことができる。

(不正又は不誠実な行為等《別表第15号》)

- 1 別表第15号に規定する「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の業者の業務全般をいう。
- 2 別表第15号(4)(5)においては、次に掲げる場合について措置対象とする。
一 業者である個人、業者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
二 細則に基づき措置した取引停止の期間を経過しない者を、本学との契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
三 建設業法・都市計画法・建築基準法等業務関連法令、労働基準法等労働者使用関連法令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等環境保全関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしたと認められるとき。
四 本学の職員に対して暴力又は強迫等の行為を行ったと認められるとき。
五 本学の入札執行の結果、落札決定者が正当な理由なく当該契約を締結しないとき。
六 前各号に掲げるほか、不正又は不誠実な行為等に該当すると認められるとき。